

第4次川越町行政改革大綱

平成17年度

川越町行政改革推進本部

行政改革大綱

(はじめに)

当町は、平成8年に策定した行政改革大綱を機に行政運営と行政サービスの向上を目指し、改革に取り組んできた。

この間、地方分権の推進、少子高齢化、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化が激しい中、我が国の行財政を取り巻く環境は依然として厳しく、一層の行政改革の推進が急務となっている。

これまでの行政改革においては、開かれた行政、事務事業の整理・合理化、行政運営の効率化、職員の政策能力開発等の推進、公共施設の整備及び管理運営の5項目に取り組み、旅費、特殊勤務手当、補助金等の見直し等、積極的に行政改革に取り組んできたところである。

平成17年3月総務省において「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が策定され、さらなる行政改革に取り組むべく指針が示され、地方公共団体が取り組むべく行政改革を集中改革プランとして策定又は見直し、住民に明示することとなっている。

この指針では、具体的に取り組む内容として次の項目が示されている。

- <事務事業の整理・合理化>
- <民間委託等の推進>
- <定員管理の適正化>
- <給与の適正化>
- <第三セクターの見直し>
- <経費節減等の財政効果>

当町においても、指針の趣旨に則り、集中改革プランの項目を本改革大綱の基本項目とし、従前の行政改革大綱を踏襲しつつ見直すとともに、平成17年度から平成21年度までの新たな行政改革大綱を策定し、行政改革の強化を図る。

I 基本方針

厳しい社会経済情勢等の中、住民ニーズは高度化・多様化している。一方、地方分権や国・県からの権限委譲などの新たな行政事務は増加の一途にある。また、当町の平成17年4月現在の人口は平成13年4月のそれと比較すると7.57%増加しており、その中で少子高齢化という時代の潮流にもかかわらず、平成17年4月現在の16歳未満児は平成13年4月のそれと比較すると10.11%という高い増加率となり、福祉をはじめとした行政需要は増加している。この相反する情勢を踏まえながら、住民ニーズに応えていくために効率的かつ効果的な行財政運営及び限られた財源の中で最大の効果を目指し、町民から信頼される行政組織の確立を図る。

II 実施期間

「第4次川越町行政改革大綱」の実施にあたっては、17年度から21年度までの5カ年の具体的な取り組み目標を策定し、着実に推進する。

また、新たに取組む項目は、随時、本大綱における追加項目として取り扱う。

III 進捗状況の公表

本大綱の進捗状況は、「川越町行政改革協議会」に報告するとともに「広報かわごえ」や川越町のホームページ等を通じて公表する。

IV 基本項目

基本方針の実現に向け、基本項目を6項目とする。

- 1 事務事業の整理合理化
- 2 民間委託等の推進
- 3 定員管理の適正化
- 4 給与の適正化
- 5 第三セクターの見直し
- 6 経費節減等の財政効果

V 基本項目の基本的な考え方

1 事務事業の整理・合理化

新たな時代の変化に伴い複雑・多様化する住民ニーズに柔軟に対応するため、全ての事務事業を整理・合理化の対象とし、その中で特に掲げる必要があると思われる事務事業について、歳入面からは主に受益と負担の公平性、公正性等の観点から、歳出面からは限られた財源の中で効率性や効果などを総合的かつ的確に把握し、整理・合理化を進める。

2 民間委託等の推進

事務事業並びに公の施設及び公の施設以外の施設の管理について、これまで諸種の業務を民間委託など民間活力の導入を進めてきた。

今後も、民間等が持つ専門的なノウハウ・技術を効果的に活用すること及び限られた財源や人材をもって簡素で効率的な行政運営を図ることにより、住民サービスの向上を図る。

改正地方自治法に基づく指定管理者制度は、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としている制度であるが、一方で行政サービスの低下につながると懸念されており、先進自治体の状況を参考に検討を行っていく。

3 定員管理の適正化

定員管理にあたり、社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら適正化に取り組む。

特に、抜本的な事務事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置、積極的な民間委託等の推進に努めるとともに、退職者の補充をどの程度行うべきか十分検討した上、極力職員数の抑制に取り組む。

図表 1 類似団体等職員数（普通会計職員数）

	人 口	職 員 数	職員 1 人当たりの人口
川越町	1 2,4 0 9 人	8 0 人	1 5 5 人
類似団体平均（7 0）	1 1,5 1 3 人	9 3 人	1 2 4 人

資料：総務省「地方財政状況調査」（1 6 年度）「地方公共団体定員管理調査」より作成

注 1）普通会計とは、各地方公共団体間の財政的な比較等を行うため、地方財政統計上統一的に用いられている会計区分である。川越町においては、総職員数 1 2 0 人（1 7 年 4 月 1 日現在）のうち病院、水道等の事業職員を除いたものが普通会計職員である。

注 2）類似団体とは、地方公共団体定員管理調査上で、全市町村を人口と産業構造を基準にグループに分けたもので、川越町は、人口 1 万人以上 1 万 3 千人以下、第 2 次・第 3 次産業が 8 5 % 以上のグループに属している。

4 給与の適正化

全般にわたり、その業務の性格や内容を踏まえつつ、住民の納得と支持が得られるよう、給与制度・運用・水準の適正化を推進する。

特に、人事院制度のない特別職の報酬、給料等の見直し、退職手当の支給率の見直し、特殊勤務手当てをはじめとした諸手当の適正化などについて、周辺市町の動向を勘案しながら取り組む。

5 第三セクターの見直し

国の集中改革プランの項目であるため、項目化しているが、当町においては出資比率 2 5 % 以上の第三セクターはない。

6 経費節減等の財政効果

各基本項目の内容から経費節減等の財政効果が見込まれるものを一覧表に明記する。